

令和5年度事業報告書

令和5年度 事業報告書

一般社団法人島根県建設業協会

1. 会議等

- | | |
|---------------|------------------------------|
| (1) 定時総会 | 1回 (5/22) |
| (2) 臨時総会 | 1回 (1/11) |
| (3) 協議員会 | 1回 (5/22) |
| (4) 理事会 | 4回 (4/28 5/22 11/27 東京 2/28) |
| (5) 監査会 | 1回 (4/19) |
| (6) 各委員会 | |
| ① 総務運営委員会 | 3回 (7/3 11/1 1/11) |
| ② 土木委員会 | 2回 (12/12 2/8) |
| ③ 建築委員会 | 2回 (12/6 2/5) |
| ④ 労働委員会 | 2回 (12/5 2/1) |
| (7) 事務局長会議 | 2回 (4/7 12/25) |
| (8) 理事・監事 研修会 | 1回 (11/27 東京) |
| (9) 会員現状調査WG | 2回 (10/26 12/4) |

2. 行政等との意見交換会、要望活動等 (主なもの)

意見交換会

- (1) 中国地方整備局 (企画部) との意見交換会 (9/19)
- (2) 中国地方整備局営繕部との意見交換会 (8/7)
- (3) 島根県との意見交換会 (8/22)
- (4) 島根県との意見交換会 (委員会) (2/8 土木、2/5 建築、2/1 労働)
- (5) 島根県建設生産システム合理化推進会議 (島根県建産連、島根県) (11/15)
- (6) 建設業協会中国ブロック協議会 地域懇談会 (10/18 広島)
- (7) 建設業協会中国ブロック協議会 意見交換会 (10/18 広島)
- (8) (一社) 全国建設業協会 地域懇談会等の意見交換会 (12/14 東京)
- (9) 鹿足地区協会との意見交換会 (6/19 鹿足)
- (10) 益田地区協会との意見交換会 (7/5 益田)
- (11) 雲南地区協会との意見交換会 (7/10 雲南)
- (12) 浜田地区協会との意見交換会 (8/30 浜田)
- (13) 仁多地区協会との意見交換会 (9/4 仁多)
- (14) 邑智地区協会との意見交換会 (9/21 邑智)
- (15) 出雲地区協会との意見交換会 (1/11 出雲)
- (16) 松江地区協会との意見交換会 (1/29 松江)

- (17) 日本下水道事業団との意見交換会 (2/7)
- (18) 松江財務事務所 ヒアリング 4回

その他

- (1) 島根県総合防災訓練 (10/29 安来)
- (2) 中国地方建設現場の生産性向上研究会 (WG8/1WEB 11/8WEB)
- (3) 中国地方キャリアアップシステム処遇改善推進協議会 (2/13WEB)

3. 人材確保・育成推進関係等事業

- (1) 講習会・セミナー等
 - ① 建設業経理事務士特別研修 (4級 7/5~7/6 3級 9/5~9/7)
- (2) 高校生の現場見学会
 - ① 松江工業高校 建築都市工学科 1年 38名 (9/13)
 - ② 松江農林高校 環境土木科 1年 40名 (10/10)
 - ③ 出雲工業高校 建築科 1年 39名 (10/30)
 - ④ 出雲農林高校 環境科学科 1年 36名 (9/6)
 - ⑤ 江津工業高校 建築・電気科 1年 17名 (9/12)
 - ⑥ 益田翔陽高校 生物環境工学科 3年 6名 (10/11)
 - ⑦ 矢上高校 産業技術科 2年 34名 (10/5)
- (3) ジョブスガイド (生徒等に対する企業研究冊子の提供 県内高校・中学校)
- (4) 建設企業ガイダンス (12/14)
- (5) 建設キャリアアップシステム普及事業
 - ① カードリーダー無償貸出事業 (18台無償貸出)
 - ② CCUS説明会&事業所登録会
(12/14松江 12/13出雲 12/12浜田 12/15隠岐)
- (6) 島根県建設業関係労働時間削減推進協議会 (7/4 9/20WG)
経営者協会等の経済3団体に対し、建設業における働き方の見直しに向けた取組の周知・協力の要請活動 (12/1)
- (7) 労働時間に関する法制度等の説明会 (島根労働局共催)
(10/5WEB 10/6松江 10/10浜田 10/12益田 10/19隠岐 11/14出雲)
- (8) 外国人材に関する制度説明会 (2/14出雲)
- (9) しまね建設産業イメージアップ女子会への活動支援
- (10) 建設産業人材確保・育成推進協議会 全国担当者会議 (3/6東京)
- (11) 企業型確定拠出年金 (島根県建設業DCプラン) 代表事業主業務

4. 調査・研究

- (1) 関係法令の研究
- (2) 建設工事の入札契約制度に関する調査研究

- (3) 公共工事積算に関する調査研究
- (4) 工事施工管理に関する調査研究
- (5) 建設業の人材確保・労働災害防止に関する調査研究
- (6) 建設業の再生・経営革新に関する調査研究
- (7) B C Pに関する調査研究
- (8) 戦略的広報の調査研究
- (9) 社会保険加入の調査研究
- (10) 会員の現状に関する調査研究
- (11) 生産性向上に関する調査研究
- (12) 技術者の労働環境についての調査研究
- (13) 「働き方改革」に関する調査研究

5. 関係機関との協力

(1) (一社) 全国建設業協会

(理事 (中国ブロック会長)、協議員、労働委員、建設 I C T 専門委員、
労働問題専門委員、地域 C C U S 推進委員)

- ① 定時総会 (6/6)
- ② 理事会 (4/20 6/6 6/23 9/14 11/17 12/14 2/16 3/12)
- ③ 協議員会 (9/14 3/12)
- ④ 全国会長会議 (11/17)
- ⑤ 労働委員会 (9/7 2/29)
- ⑥ 地域 C C U S 推進委員会 (3/21)
- ⑦ C C U S に関する意見交換会 (6/6)
- ⑧ 建設業社会貢献活動推進月間中央行事 (7/26)
- ⑨ 全国建設労働問題連絡協議会 (11/8)
- ⑩ 全国専務事務局長会議 (3/21)
- ⑪ 技術研究発表会 (11/22)
- ⑫ 現場見学会 (2/16)

(2) (公財) 建設業福祉共済団 (理事、運営専門委員)

- ① 理事会 (6/7 1/23 3/12)
- ② 都道府県建設業協会会長会 (3/13)
- ③ 運営専門委員会 (5/16 11/17)
- ④ 事業推進戦略会議 (7/11)

(3) (一財) 建設業振興基金 (参与、有志懇談会委員)

- ① 参与会 (3/13)
- ② 有志懇談会 (9/13 3/14)
- ③ 連携団体職員合同研修会 (11/30~12/1)
- ④ 建設業経理検定試験 監督業務 (9/10 3/10)

- (4) 西日本建設業保証株式会社 (参与、島根保証事業審議会)
 - ① 定時株主総会 (6/29 欠席)
 - ② 取締役会 (5/30 6/29 欠席)
 - ③ 監査役会 (5/19 5/30 6/29 欠席)
 - ④ 参与会 (11/28)
 - ⑤ 島根保証事業審議会 (2/1)
- (5) 建設業退職金共済事業 (運営委員、財務問題・基本問題検討委員、加入促進対策委員)
 - ① 運営委員会 (6/23 3/12)
 - ② 財務問題・基本問題検討委員会 (6/23 11/17)
 - ③ 加入促進対策委員会 (7/13 9/15 12/5 欠席 2/22)
 - ④ 支部事務局長会議 (3/22 欠席)
 - ⑤ 事務担当者会議 (4/20)
 - ⑥ ブロック別加入・履行促進支部事務担当者会議 (10/23 島根)
 - ⑦ 説明会 (電子申請方式操作研修会)
(7/19 浜田 7/20 出雲 7/21 松江)
 - ⑧ 研修会 (支部職員向け電子申請方式操作研修会) (8/31WEB)
- (6) 建設業労働災害防止協会島根県支部への協力
 - ① 県土特別安全パトロール結果報告会 (11/22)
 - ② 安全祈願祭 (1/11)
- (7) 島根県土木施工管理技士会への協力
- (8) 島根県建設産業団体連合会への協力
- (9) 島根県農林建設業協会連合会への協力
- (10) その他関係機関との協力 (主なもの)
 - ① (公財) 島根県暴力追放県民センター
 - ② (公財) 島根県防犯連合会
 - ③ (公財) 島根県建設技術センター
 - ④ (公財) 島根県環境管理センター
 - ⑤ 島根県職業能力開発協会
 - ⑥ (一社) 島根県警備業協会
 - ⑦ 島根県生コンクリート品質管理監査会議
 - ⑧ 島根県不正軽油対策協議会
 - ⑨ 中国受信環境クリーン協議会
 - ⑩ (一社) 島根県建築住宅施策推進協議会
 - ⑪ 島根県中小企業団体中央会 (情報連絡員)
 - ⑫ 島根県道路利用者会議
 - ⑬ 島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会
 - ⑭ しまねエコライフ推進会議 (事業者部会)
 - ⑮ 島根県警察官支援の会

- ⑩ 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会
- ⑰ (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 運営協議会

6. 関係機関の取扱事務

- (1) 島根県土木施工管理技士会 事務
- (2) 島根県建設産業団体連合会 事務
- (3) 島根県農林建設業協会連合会 事務
- (4) 建退共島根県支部 事務
- (5) 建設業労働災害防止協会島根県支部 事務
- (6) 建設業福祉共済団 募集事務
- (7) 島根県建設業会館 管理事務
- (8) 青年部会 事務補助

令和6年度事業計画書

目 次

| | |
|---|----|
| ま え が き | 25 |
| 1. 社会資本整備の計画的推進のための安定的な 公共事業予算の確保と災害に強い県土づくり | 26 |
| 2. 新たな時代に向けた環境整備 | 27 |
| 3. 担い手確保の取組み | 30 |
| 4. 社会的責任への取組み | 32 |
| 5. 労働災害防止対策の推進 | 32 |
| 6. 戦略的広報及び社会貢献活動の推進 | 33 |
| 7. その他事業、行事の開催 | 34 |

まえがき

元旦に発生した令和6年能登半島地震により、人命や家屋、生活を支えるインフラ等において甚大な被害が発生しました。お亡くなりになられた多くの方々のご冥福をお祈りするとともに、未だ避難生活を余儀なくされている、数千人にも及ぶ皆様をはじめ、苦難の中にある全ての方々に心からお見舞いを申し上げます。

さて、建設業を取り巻く状況は、公共工事設計労務単価が12年連続で引き上げられ、さらなる賃上げや適正利潤確保などの好循環へ繋がる動きが継続されるとともに、国の公共事業関係令和6年度当初予算は前年とほぼ同額の約6兆828億円が確保された。

また、島根県では公共事業費として令和6年度当初848億円と令和5年度補正の265億円を合わせ、1,114億円（前年度比1.03）が確保された。

これらにより、今年度も山陰道整備や斐伊川・江の川改修をはじめ、県管理の道路や河川などの工事が着実に推進される。

一方で、最重要課題の1つである「働き方改革」の取組みは施工時期の平準化や週休2日工事の定着、適正な工期設定、ICT活用の進展、書類の簡素化など、これまで多くの成果が積上がってきたが、未だ道半ばであり、担い手確保、持続可能な建設業に繋げていくためには、引続き多くの課題に向き合っていかなければならない。

その上で、今後も自然災害等から県民の安全・安心を守る「地域の守り手」としての役割を果たしつつ、県民に信頼され、頼られる企業として地域に根差し、存続していかなければならない。

その期待に応え、事業を承継していくためには、経営基盤の安定や担い手を確保するための環境整備が不可欠であることは言うまでもない。特に賃上げをはじめとする技能者の処遇改善が実質的に実現しなければ、業界の健全な発展、生き残りは見通せない。

時間外労働の罰則付き上限規制も令和6年4月に適用が始まり、「働き方改革」の取組みはまさに正念場を迎えた。

以上のような状況を踏まえ、島根県建設業協会は以下のとおり令和

6年度の事業計画を策定し、各地区建設業協会と連携しつつ、地域建設業発展のため、引続き積極的に事業活動を展開することとする。

1. 社会資本整備の計画的推進のための安定的な

公共事業予算の確保と災害に強い県土づくり

(1) 公共事業予算の持続的・安定的な確保

全国に先駆けて少子高齢化が進行し、人口減少への対応が県政最大の課題となっている本県では、公共投資が今後一層厳しくなることも危惧されるところではあるが、道路改築や河川改修などの必要なインフラは未だ十分と言える整備水準ではなく、県勢を支え、人口減少に歯止めをかけるためにも、これまで以上の戦略をもってインフラ整備の必要性を訴えていく必要がある。

特に、昨年の通常国会において改正された国土強靱化基本法に基づく「国土強靱化中期実施計画」の早期策定と現5か年加速化対策からの速やかな移行は「令和6年能登半島地震」による被害の状況を鑑みれば、全国各地で激甚化・頻発化する自然災害への備えとして急務である。

また、建設業は地域経済や雇用を支え、インフラの担い手、守り手として不可欠なエッセンシャルワーカーである。

その使命を果たすためには、公共事業予算が持続的・安定的に確保された上で、受注工事から適正な利益を得て健全な企業経営を行い、若者に魅力ある働く場を提供するとともに、地域の安全・安心の守り手として、技術者や技能者のスキルとモチベーションを高めていくことが重要である。

今後とも社会資本整備を強力に推進するために必要な予算の確保に向け、全国建設業協会と協同し、提言・要望活動を行う。

(2) 「国土強靱化5か年加速化対策」への対応

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」も実質4年目となる予算が令和5年11月補正で措置され、全体15兆円のうち、国費ベースで8割を超え、残りの予算が僅かとなる見通しとなった。

補正予算であることから、厳しい工期となる場合があるが、「令和6

年能登半島地震」をはじめ、国土強靱化対策は年々激甚化・頻発化する自然災害への最大の備えとなるものであり、引続き全力で対応していくことが業界の責務である。

こうした状況を踏まえ、昨年改正された国土強靱化基本法に盛り込まれた「国土強靱化中期実施計画」の策定を急ぎ、現5か年対策の終了を待たずに、計画を実施に移していくことが望まれる。併せて、補正予算ではなく、当初の別枠予算措置を引続き要望していく。

(3)関係諸機関との意見交換会の開催

国土交通省や島根県との意見交換会においては、地域建設業が抱える諸課題や行政における政策課題等について、官民連携してその解決に向けた取組みが進むよう、引続き議論を重ねていく。

中でも担い手確保に繋がる「働き方改革」は喫緊の最重要課題である。

情報共有システム（建設ASP）や遠隔臨場の活用拡大は業務の効率化や書類の簡素化に繋がっており、一定の成果が得られている。こうしたツールは完全週休2日制を実現する上でも確実に根付かせていく必要がある。

引続き、受発注者双方の働き方改革に繋がる様々な視点からの方策について予断を持たず、重点的に議論を行っていく。

また、建設資材価格の高騰対策も経営上の大きな課題となっており、実勢価格の予定価格への確実な反映のほか、スライド条項や設計変更の運用等、必要な見直しを引続き要望していく。

2. 新たな時代に向けた環境整備

コロナ禍を経て、テレワークやオンライン授業が定着するなど、学びや労働の環境が大きく変わった。一方で従来から建設業は製造業との比較において、機械化や合理化等が遅れていると指摘されてきたが、現下の大きな社会変化の時流に乗ってICTやDX等を活用し、生産性の向上に引続き取り組んでいく必要がある。

少子高齢化、人口減少が急速に進む中、建設労働者の減少が今後加速度的に進行していくと危惧されることから業務の効率化をはじめ、

建設生産プロセス全体の生産性をさらに高めていく必要がある。

「情報共有システム(建設ASP)」はそのための有効なツールの1つであり、令和2年度から受発注者共同で体験研修会を開催するなど普及に努めてきた。島根県では令和5年度に原則活用の対象工事金額が2億円以上から5千万円以上に引き下げられたが、引続き、受発注者双方でのさらなる取組が重要である。

近年、少子化が進み、加えて職業校への進学数も減少傾向にある。特に中山間地における小規模企業では若年労働者の確保に苦慮する状況が続いているが、地域が存続し、安全が確保されるには我々建設業の事業承継が大きな鍵となる。

確実な事業承継を行っていくためには、持続可能な企業経営が可能となる環境が必須であり、各地域の維持修繕工事等でも確実な利益を得ることができるよう、新たな受発注方式を島根県の協力を得て研究を重ねていく。

また若者が最も強く志向する計画的な休日となる週休2日制の導入や給与面などの処遇改善を進め、魅力ある職場をアピールすることも重要である。

(1)地域社会を支える建設業の健全な発展

当面は令和6年4月から適用となった時間外労働の罰則付き上限規制に如何に対応していくかが大きな課題となる。長時間労働の是正を含めた「賃金・休日等の労働条件の改善」について、引続き確実に取り組んでいかなければならない。

「進めよう働き方改革～週休2日制普及促進DAY」と銘打ち、昨年2月から官民挙げて取り組んできた第2・第4土曜日一斉閉所運動に代わり、今年度は大幅に目標を引き上げた「目指せ！建設現場の土日一斉閉所運動」を民間工事も含めた全工事を対象に、業界変革の大きな1歩となるよう、キャンペーンを展開していく。

引続き、完全週休2日制の実現に向け、適正な経費の計上や工期設定、長時間労働規制への対応等、受発注者相互の理解と協力、努力が不可欠である。

また設計労務単価は過去最低を記録した平成24年を境に平成25

年以降12年連続で上昇し、本年3月には全職種で対前年比5.9%増、平成24年比75.3%増となったが、依然として全産業、あるいは製造業と比べ、就業者1人当たりの年収ベースで下回っており、引続き「賃上げ→設計労務単価の上昇→適正利潤の確保→更なる賃上げ」の好循環が堅持されることが重要である。

これらの見通しや改善の実態を発信することで、まずは県内の学生や教職員などの就職指導関係者に、地域建設業界が健全な魅力ある就職先として確実に認識されることが必要である。

(2) 担い手3法への取組み

令和元年6月、担い手3法の改正が行われたが、未だに品確法に基づく運用指針の浸透、徹底に課題を残す市町村があることから、適正な予定価格や工期の設定、適切な設計変更、施工時期の平準化やダンピング対策など発注者の責務について、受注者の立場から、引続き働き掛けを行っていく必要がある。

また、持続可能な建設業を目指し、必要な措置が盛り込まれる予定の「建設業法」等の担い手3法に関する改正動向も注視していく。

(3) 週休2日への取組み

令和6年度からの時間外労働上限規制の適用を期に、令和6年3月、「目指せ！建設現場 土日一斉閉所」の全国建設業協会をはじめとした建設4団体により、全国運動が開始された。

当協会においては、公共工事を対象に令和5年2月～令和6年3月の間、「進めよう働き方改革 週休2日制普及促進DAY」と銘打ち、官民挙げて第2・第4土曜日一斉閉所運動に取り組んだ。

その進化版として、また構成団体や後援機関についても昨年度の運動から引継ぐ島根県オリジナル版として、民間工事を含めた全工事現場を対象に「土日一斉閉所」の運動を展開する。

島根労働局や中国地方整備局、島根県、並びに（一社）島根県建設業協会、島根県建設産業団体連合会で構成される「島根県建設業関係労働時間削減推進協議会（令和5年7月設立）」の場も活用しながら、関係者一丸となって取り組んでいく。

3. 担い手確保の取組み

(1) 働き方改革の取組み

担い手の確保・育成及び建設業界で働く技術者、技能者の労働環境改善の観点から、これまでも「働き方改革」に係る様々な取り組みを行ってきた。

書類の簡素化については国土交通省、島根県の前向きな取組や意見交換等に基づき、改善が図られてきたところであるが、情報共有システム(建設ASP)をはじめ、DXの進展や建設ディレクターの配置などを踏まえた不断の見直しが必要であり、引続き発注者と協議を重ねていく。

工期の設定については、今年度から適用となった時間外労働の罰則付き上限規制に対応し、国は猛暑日の不稼働などを新たに盛り込んだ「工期に関する基準」を改定、また島根県では「適正な工期設定のガイドライン(令和6年4月)」が新たに策定された。こうした基準やガイドラインが実際の現場に確実にブレイクダウンされ、効果が実感できるよう、注視していく必要がある。

また島根県では国に準じ、「建設工事ウィークリースタンスに関する特記仕様書」が令和6年度から新たに追加された。

こうした様々な新たな取組みや週休2日制の普及など、技術者、技能者の処遇改善には、場合によっては大きな経営負担も伴うが、引続き新3K(休暇がとれる、給与が良い、希望がもてる)の早期実現を掲げ、魅力ある建設業界の構築に全力で取り組む。

(2) 建設キャリアアップシステム(CCUS)への対応

本格導入から5年が経過した建設キャリアアップシステムの令和6年3月末現在における全国の登録状況等は下記のとおり。

- ・事業者=約17.1万社(対前年度比1.2倍、一人親方除く)
- ・技能者=約138万人(同1.2倍、全技能者数約302万人)
- ・就業履歴=累計1億2,858万件(同1.6倍)

一方で県内の事業者登録率は全国平均に比べ低い状況である。

- ・全許可業者ベース=29.3%(全国36.0%)
- ・建設業協会会員ベース=41.2%(全国51.6%)

導入費用や手間の問題に加え、特に会社や技能者にとってのメリットが未だ明確でない点が地域建設業への普及拡大に繋がっていない大きな要因である。高齢化が進み、減少しつつある技能者の処遇改善を目的とするCCUSにより、レベル別賃金相場の形成や企業能力の見える化による受注拡大など、直接的なメリットを真に実感できるようにならなければ、何時まで経っても担い手確保に苦心することとなる。

引続き、建退共やハローワークとの連携、社会保険加入状況や4週8閉所達成状況の確認、施工体制台帳の作成等の効率的な現場管理への活用など、CCUSの普及促進に向けた動きを注視しながら、県内の技能者に不利益が生じないように、対応していく必要がある。

県ではCCUSの現場活用を促進するため、令和3年12月からの試行を経て、令和4年8月から総合評価方式の評価項目としての本格運用が開始された。令和5年度からは工事成績評定での加点やカードリーダーなどの費用計上も措置された。国においては令和5年1月に経営事項審査が改正され、同年8月から加点措置への申請が始まっている。

技能労働者の処遇改善の実現は、地域建設業にとっても大きなメリットになると考えられることから、引続き適切に対応していく。

(3) 労務費の適切な転嫁と賃金の行き渡り

持続的な賃上げを実現するために、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月、内閣官房・公正取引委員会）」を踏まえた、「自主行動計画（令和6年4月、全国建設業協会）」に基づき、労務費の適切な価格転嫁に取り組む。

また、今通常国会に提出された建設業法の改正案に基づき、今後検討される「標準労務費」や受注者における不当に低い請負代金の禁止など賃金行き渡りの法的措置について、運用の動向などを注視しつつ、公共工事設計労務単価をベースとした労務費が現場の技能労働者に確実に行き渡り、賃金水準の上昇に繋がる好循環を目指す。

(4) 女性の更なる活躍に向けた環境整備への取り組み

女性の社会進出が進み、建設業界でも建設ディレクターなど女性活

躍の場が増えつつある。女性が働きやすい就労環境を整え、広くPRすることにより、更に活動の場が広がり、女性の活躍が当たり前の業界となることが望まれる。

また、近年、実業高校、高専においては、理工系で学ぶ女性も多くなってきている。ICTの活用が必然となりつつある建設業界でも女性が活躍できる場を積極的に提供できるよう、業界を挙げて取り組んでいく必要がある。

出産育児という大事な役割を担う時期があっても、産休や育休制度が確実に活用でき、一定の期間を経た後に復職し、再び生き生きと活躍できるなど、安心して将来のキャリアが見通せるようにするためには経営者や従業員など、会社を挙げた理解と努力が不可欠である。

4. 社会的責任への取組み

主として公共事業を受注・施工する私たちは、国や県がデザインする地方創世を実現する一翼を担っている。

「島根県創生計画（2020～2024）」では、将来像を実現するための3つの柱、8つの基本目標のうち、「地域振興を支えるインフラの整備」や「生活基盤の確保」、「防災対策の推進」など5つの項目が建設業に関連しており、地方創世を担う責任の大きさを自覚する必要がある。

引続き、コンプライアンスに則った事業活動を行い、島根県の発展のために良質なインフラを提供する責務を果しながら、今後も関係団体と連携し、地域社会に貢献していく。

5. 労働災害防止対策の推進

(1) 墜落・転落災害等の防止

「第14次労働災害防止計画」（2023年度～2027年度、島根労働局）や足場点検者指名の義務化などを内容とする「改正労働安全衛生規則【足場関係】（令和5年、厚生労働省）」の全面施行などを踏まえ、引き続き墜落・転落災害防止対策を重点事項とし、フルハーネス型安全帯着用の徹底、足場点検の確実な実施、リスクアセスメントなど、安全対策に

万全を期す。

(2)労働安全衛生対策の推進

働く者の安全と健康の確保は、何事にも優先される事項であり、労働安全衛生法をはじめとする関係法令の周知徹底が図られるよう、研修会・講習会を開催するなど、建設業労働災害防止協会島根県支部とも連携し、積極的に取り組んでいく。

また労働災害ゼロを目指し、各社の一層の自覚と努力はもとより、協会としても、引き続き島根労働局や島根県の参加を得て、特別安全パトロールを実施するなど、労働災害防止活動について建設業労働災害防止協会島根県支部の安全指導者とも連携して取り組む。

6. 戦略的広報及び社会貢献活動の推進

(1)積極的な広報活動の推進

建設業界は災害発生時の危険な初動活動や未明から除雪作業を行うなど、厳しい環境下でも県民の安全安心を確保する役割をこれまで担ってきた。

しかしながら、近年、若年者の入職が著しく減少しており、近い将来、従来の体制維持が困難になることが危惧されることから、戦略的な広報活動によって、建設業への理解を深めてもらう必要がある。

引続き、協会のホームページやSNSの活用、専門誌や一般紙等のマスコミ媒体を通じて、建設業の必要性、重要性、魅力を広くPRし、地域にとって欠かせない業界として認知されるよう、官民一体となって戦略的な広報に取り組む。

また、発災現場等でのグリーンの全建ベストやゼッケンシール等の着用促進など、国土交通省をはじめ、関係機関と連携し、建設業のイメージカラーによるPRにも取り組んでいく。

(2)社会貢献活動の推進

会員企業は、地域社会のリーダーとして、地域住民の安全・安心な暮らしを守るため、災害時の応急復旧活動、地域防犯活動にとどまらず、

地域づくりの取り組みや各種イベントへの参加、環境保全、美化活動など引続き地域の牽引者を自負し、地域社会に貢献していく。

7. その他事業、行事の開催

1 会議

- (1) 定時総会
- (2) 理事会(2年に1回は東京開催)
- (3) 監査会
- (4) 正副会長会
- (5) 協議員会
- (6) 総務運営、土木、建築、労働の各委員会
- (7) 青年部会
- (8) 事務局長会議

2 連絡・協議・諸会議

- (1) 発注機関、並びに関係機関との連絡協議
- (2) 関係団体、並びに関連産業との連絡協議及び諸会議

3 調査・研究

- (1) 関係法令の研究
- (2) 建設工事の入札契約制度に関する調査研究
- (3) 公共工事積算に関する調査研究
- (4) 工事施工管理に関する調査研究
- (5) 建設業の人材確保・労働災害防止に関する調査研究
- (6) 建設業の再生・経営革新に関する調査研究
- (7) B C Pに関する調査研究
- (8) 戦略的広報の調査研究
- (9) 社会保険加入の調査研究
- (10) 会員の現状に関する調査研究
- (11) 生産性向上に関する調査研究
- (12) 技術者、並びに技能者の労働環境に関する調査研究
- (13) 「働き方改革」に関する調査研究

4 要望・陳情

- (1) 関係機関に対する要望・陳情

5 業界発展と会員の連帯感

- (1) 会員企業の地位の向上と振興
- (2) 表彰並びに被表彰者の推挙
- (3) 会員相互の協調推進と団結

6 関係機関との協力

- (1) 一般社団法人全国建設業協会への協力
- (2) 建災防島根県支部への協力
- (3) 建退共島根県支部への協力
- (4) 一般財団法人建設業振興基金への協力
- (5) 公益財団法人建設業福祉共済団への協力
- (6) 西日本建設業保証(株)が行う公共工事前払い保証制度の推進協力
- (7) 島根県建設産業団体連合会への協力
- (8) 島根県土木施工管理技士会への協力
- (9) 島根県農林建設業協会連合会への協力
- (10) その他関係機関並びに関連団体への協力

7 広報・啓発・宣伝

- (1) 島建会報の発行、配付
- (2) 島根県建設業協会ホームページの充実
- (3) SNSを活用した情報・魅力の発信
- (4) 関係法令の周知、資料の配布
- (5) 会員名簿の作成

8 業務に関する事項

- (1) 講習会・研修会・説明会の開催
- (2) 関係図書、並びに各種届出申請書類の斡旋
- (3) 各地区協会との連携
- (4) 島根県建設業確定拠出年金制度の推進
- (5) 島根県建設業会館の管理
- (6) 関係団体、関係機関の取扱